

官民競争入札等監理委員会
公 物 管 理 分 科 会
(道路、河川・ダム)

資 料 目 次

1. 公共サービス改革法に基づく
民間競争入札の導入について・・・・・・・・・・ P 1
2. 入札契約制度改革状況と
対象業務の入札契約状況について・・・・・・・・ P 2
3. 対象業務の契約期間の設定について・・・・・・・・ P 7
- 【参考資料】業務概要・・・・・・・・・・ P 8

平成22年1月29日
国 土 交 通 省

1. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入について

官民競争入札等監理委員会から、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象として検討するよう要請された、道路、河川・ダムにおける以下業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する方向で検討を進めていく。

○発注者支援業務

- ・積算技術業務
- ・工事監督支援業務
- ・技術審査業務

○公物管理補助業務

- ・道路巡回業務
- ・道路許認可審査・適正化指導業務
- ・河川巡視支援業務
- ・河川許認可審査支援業務
- ・ダム・排水機場管理支援業務

○用地補償総合技術業務

2. 入札契約制度改革状況と対象業務の入札契約状況について

【入札契約制度改革状況】

○入札契約方式

発注者支援業務等の入札契約制度については、H18年度までは主に特命随意契約にて契約していたが、その後、H19年度に公募手続き、H20年度に企画競争、及び総合評価落札方式の一部試行、H21年度は総合評価落札方式の本格的実施へとより競争性のある契約方式へと移行してきた。

平成22年度は全て総合評価落札方式に移行予定である。

○応募要件

応募要件である業務実績について、①発注機関の拡大（国土交通省のみから都道府県・市町村等の他機関へ）、②業務分野の拡大（発注支援業務等のみから、一般的な土木設計業務等へ）を行うとともに、管理技術者要件の緩和を行うなど、幅広い要件緩和を行ってきている。

【入札契約状況】

○発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務）

- ・ 件数：民間企業参画を促すための発注ロットの縮小に伴い、件数は増加している。
- ・ 民間受注割合：全件数のおおよそ4割を民間が受注している。民間受注金額は順次増大（H19：24%→H21：40%）してきている。

○公物管理補助業務（道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム・排水機場管理支援業務）

- ・ 件数：民間企業参画を促すための発注ロットの縮小に伴い、件数は増加している。
- ・ 民間受注割合：全件数のおおよそ 2 割弱を民間が受注しており、民間受注金額は順次増大（H19：8%→H21：15%）してきている。

○用地補償総合技術業務

- ・ 件数：件数は微減している。
- ・ 民間受注割合：民間受注件数は少ない。

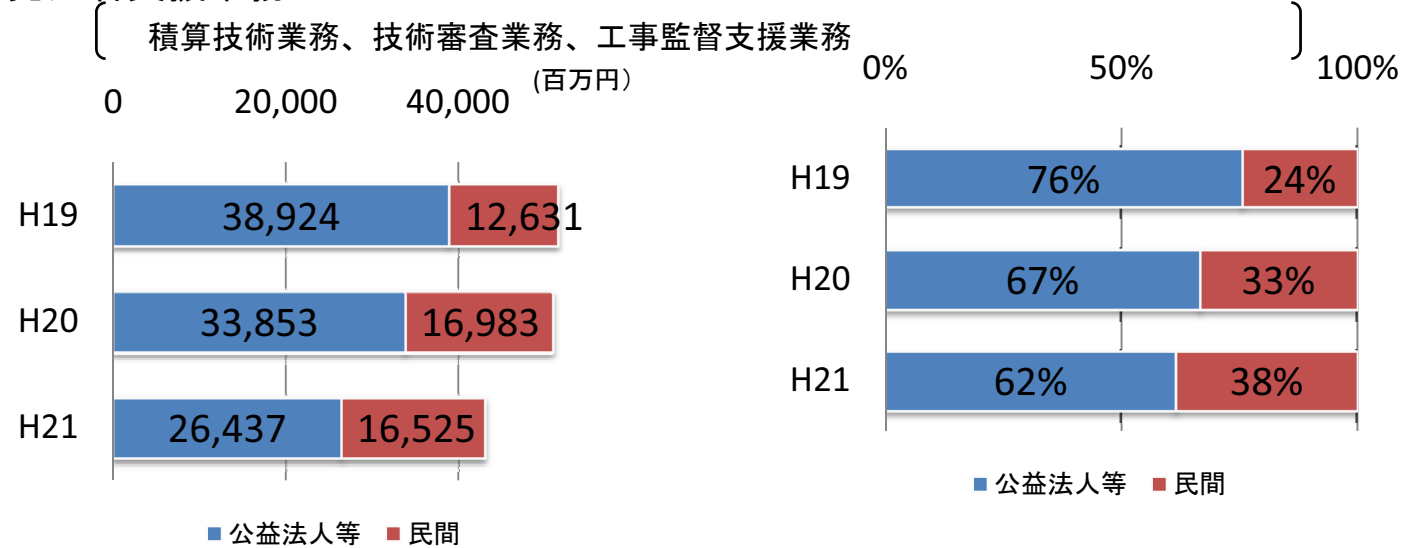
発注者支援業務等の応募要件の推移 (工事監督支援業務の例)

入札契約方式			H19	H20	H21	H22
応募要件の緩和等	企業及び管理技術者の実績要件	実績対象	主に公募手続に移行 (※H18迄は主に特命随契)	主に企画競争（プロポーザル方式）に移行 一部、総合評価落札方式を試行として実施（38件）	総合評価落札方式の本格実施 (約556件で実施)	全てを総合評価落札方式で実施
		実績対象	国土交通省	国土交通省 都道府県、政令市、特殊法人 等	国土交通省 都道府県、政令市、特殊法人 等 国交省以外の国機関、市町村、地方公社、公益民間企業等	国土交通省 都道府県、政令市、特殊法人 等 国交省以外の国機関、市町村、地方公社、公益民間企業等
	業務分野	【同種業務】 国土交通省の工事監督支援業務	【同種業務】 国土交通省の工事監督支援業務	【同種業務】 国、都道府県、政令市、特殊法人等の発注者支援業務	【同種業務】 国、都道府県、政令市、特殊法人等の発注者支援業務	【同種業務】 国、都道府県、政令市、特殊法人等の発注者支援業務
管理技術者の直接雇用の要件			—	予定管理技術者は入札参加表明の3ヶ月前に雇用関係を有すること	【条件緩和】 予定管理技術者は、当該業務履行期間中に直接的雇用があること	【条件緩和】 予定管理技術者は、当該業務履行期間中に直接的雇用があること
上記要件で応募可能な民間企業数 (関東地整の事例) 約40社			上記要件で応募可能な民間企業数 (関東地整の事例) 約1,500社			上記要件で応募可能な民間企業数 (関東地整の事例) 約1,500社

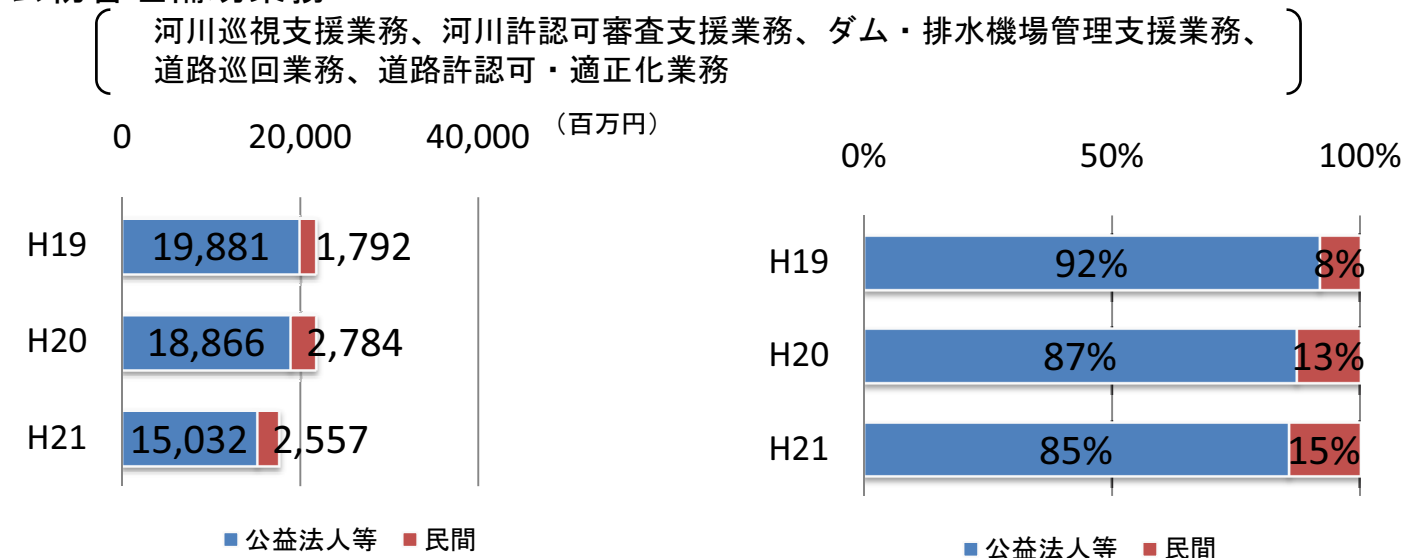
対象業務の入札状況

[全体] 発注者支援業務等の契約状況（金額）

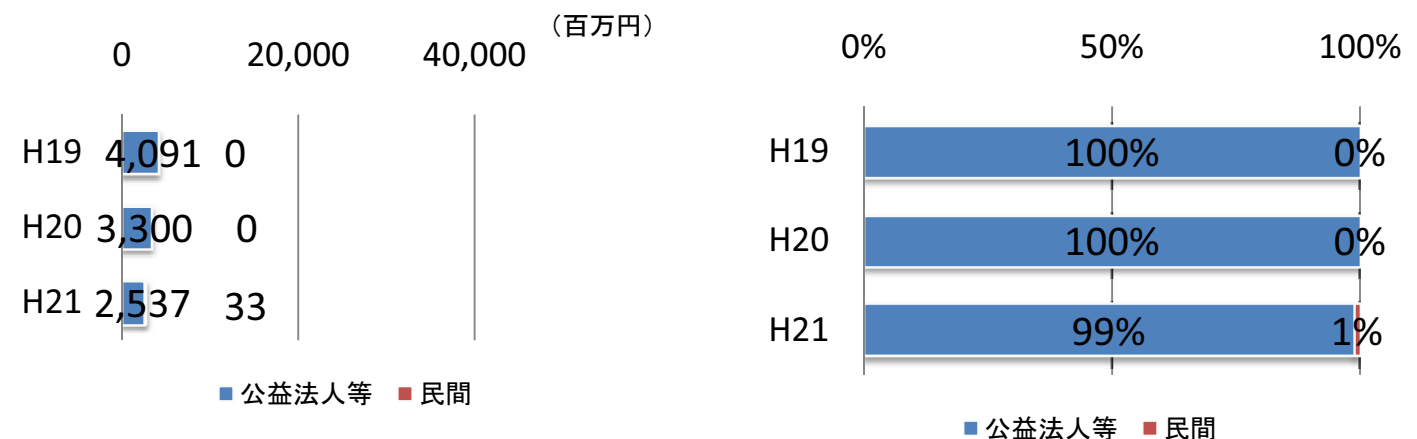
発注者支援業務



公物管理補助業務



用地補償総合技術業務

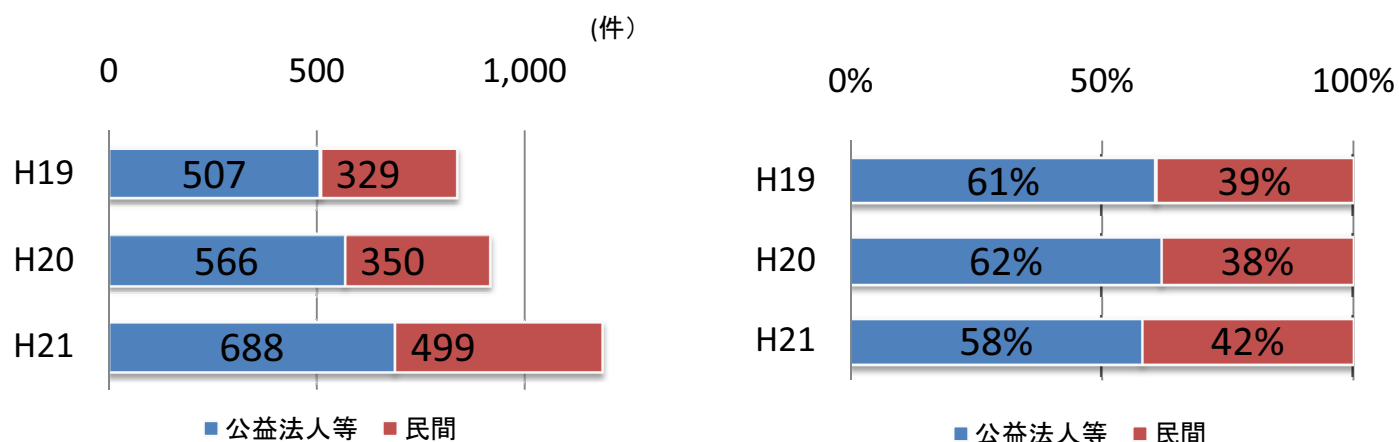


※公益法人等とは、公益法人及び独立行政法人等を指す
 ※平成21年度は、9月30日までの当初契約

[全体] 発注者支援業務等の契約状況（件数）

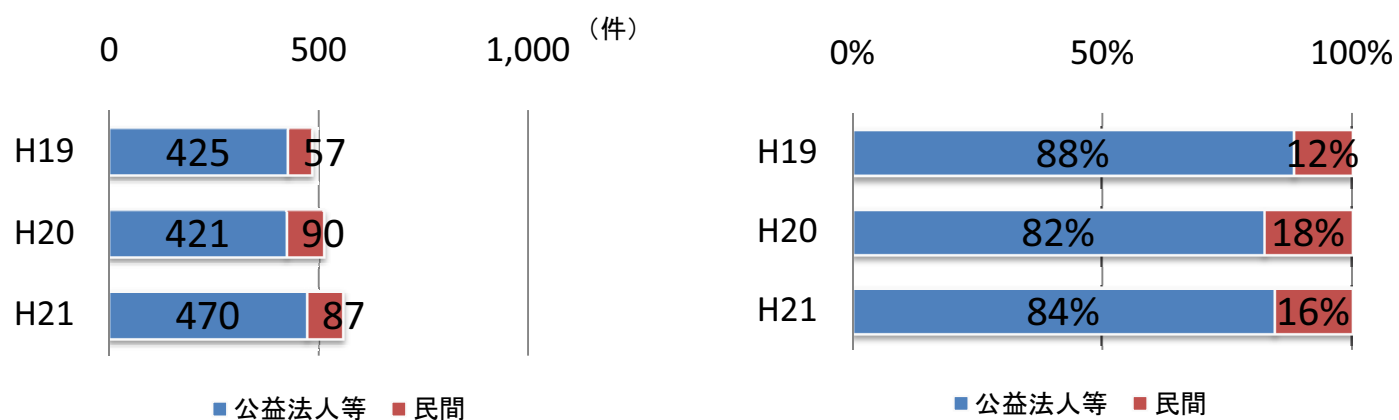
発注者支援業務

〔 積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務 〕

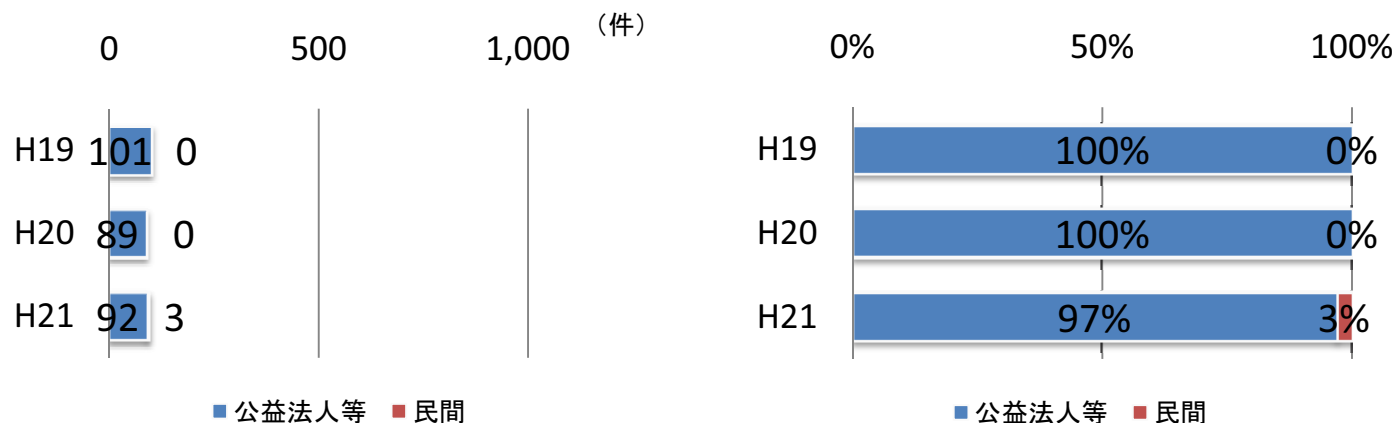


公物管理補助業務

〔 河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム・排水機場管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可・適正化業務 〕



用地補償総合技術業務



※公益法人等とは、公益法人及び独立行政法人等を指す
 ※平成21年度は、9月30日までの当初契約

3. 対象業務の契約期間の設定について

提示のあった業務の内、公物管理補助業務については、複数年度の契約期間を原則として検討を進めていくが、発注者支援業務及び用地補償総合技術業務については、以下の理由により単年度も含めた契約期間で検討を進めたい。

【発注者支援業務】

発注者支援業務については、事業の円滑な実施のため、発注機関が実施する工事等の積算技術業務等の支援を目的とした業務であるが、事業規模が著しく変動する場合においては、翌年度以降の業務量・内容等を予見することが難しいと考えられるため。

【用地補償総合技術業務】

用地補償総合技術業務については、補償金算定書の損失補償基準等との適合性の照合、公共用地交渉の実施等を目的とした業務であるが、発注者支援業務と同様な理由に加え、早急に事業用地を取得する場合に発注することとしているため。

【 参 考 資 料 】

業 務 概 要

積算技術業務の内容

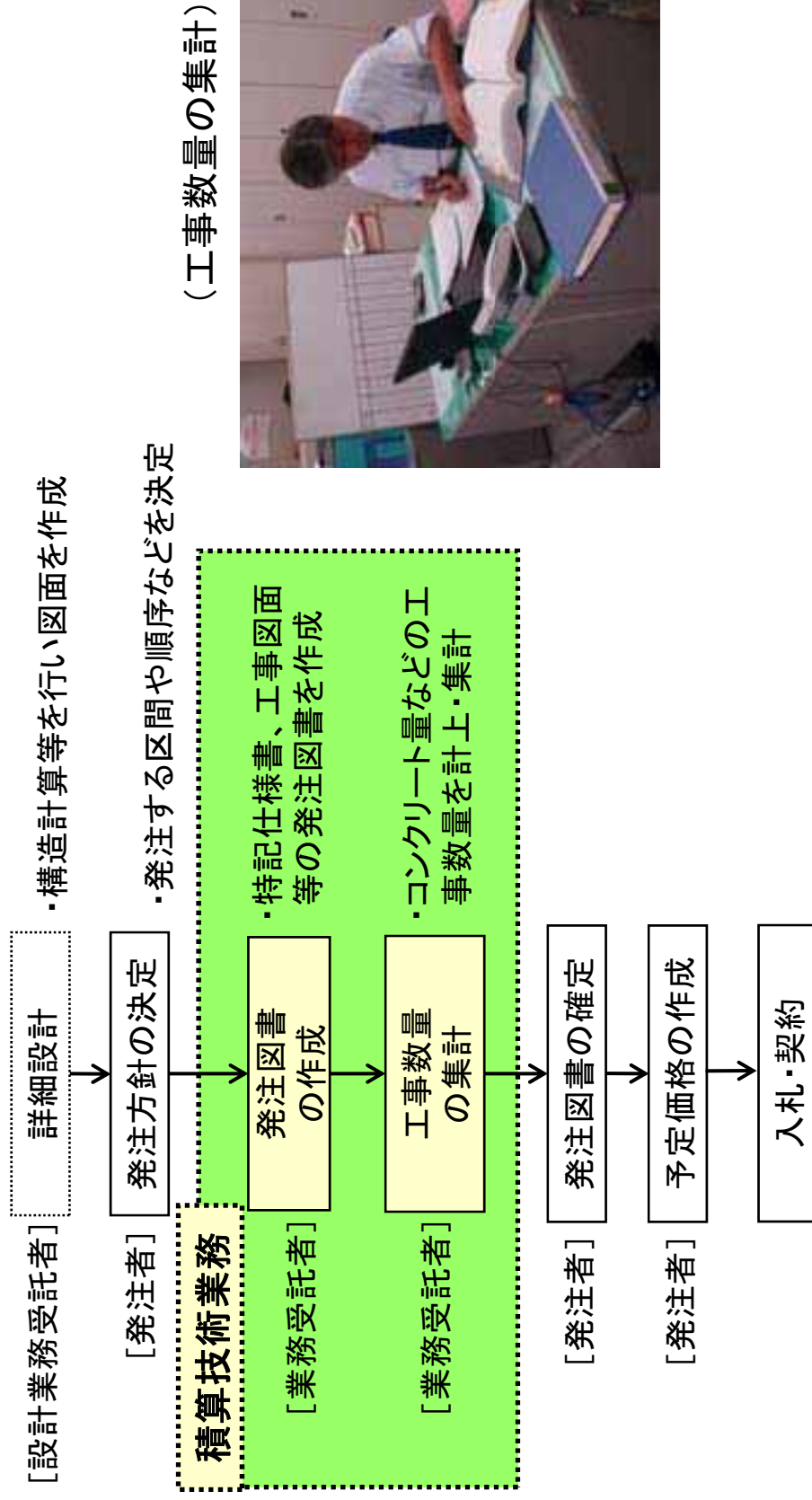
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の予定価格を算出できるよう支援すること。

業務内容

- ① 詳細設計の成果及び現地確認の結果に基づき、施工計画を立案
- ② 図面及び特記仕様書の作成
- ③ コンクリート量や掘削量など、工事数量の集計

予定価格作成の流れ



工事監督支援業務の内容

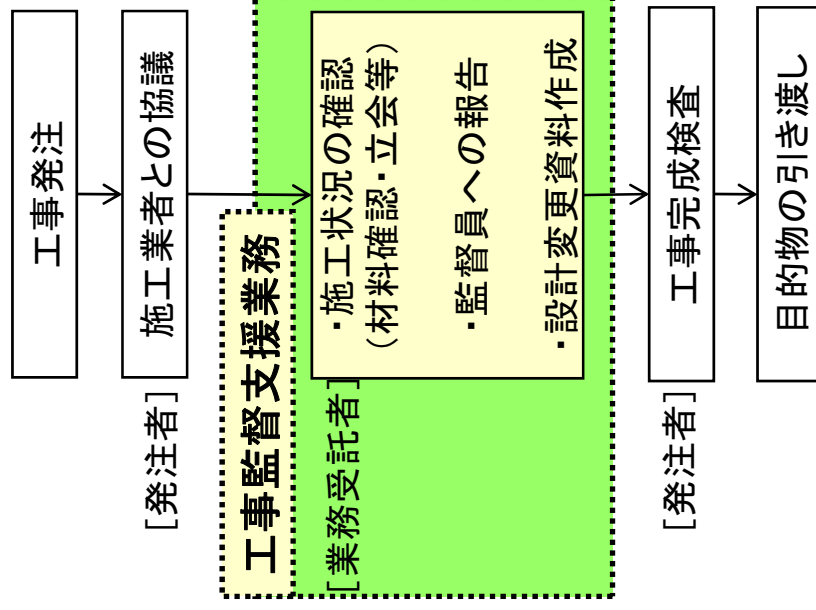
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工業者との協議等ができるよう支援すること。

業務内容

- ① 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等について
の、適否の確認及び、監督員への報告
- ② 施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成

工事の施工管理の流れ



(根固めブロックの材料確認)



(河川護岸用かごマットの材料確認)



(現場状況の照合を実施)



(設計変更協議用資料の作成)

技術審査業務の内容

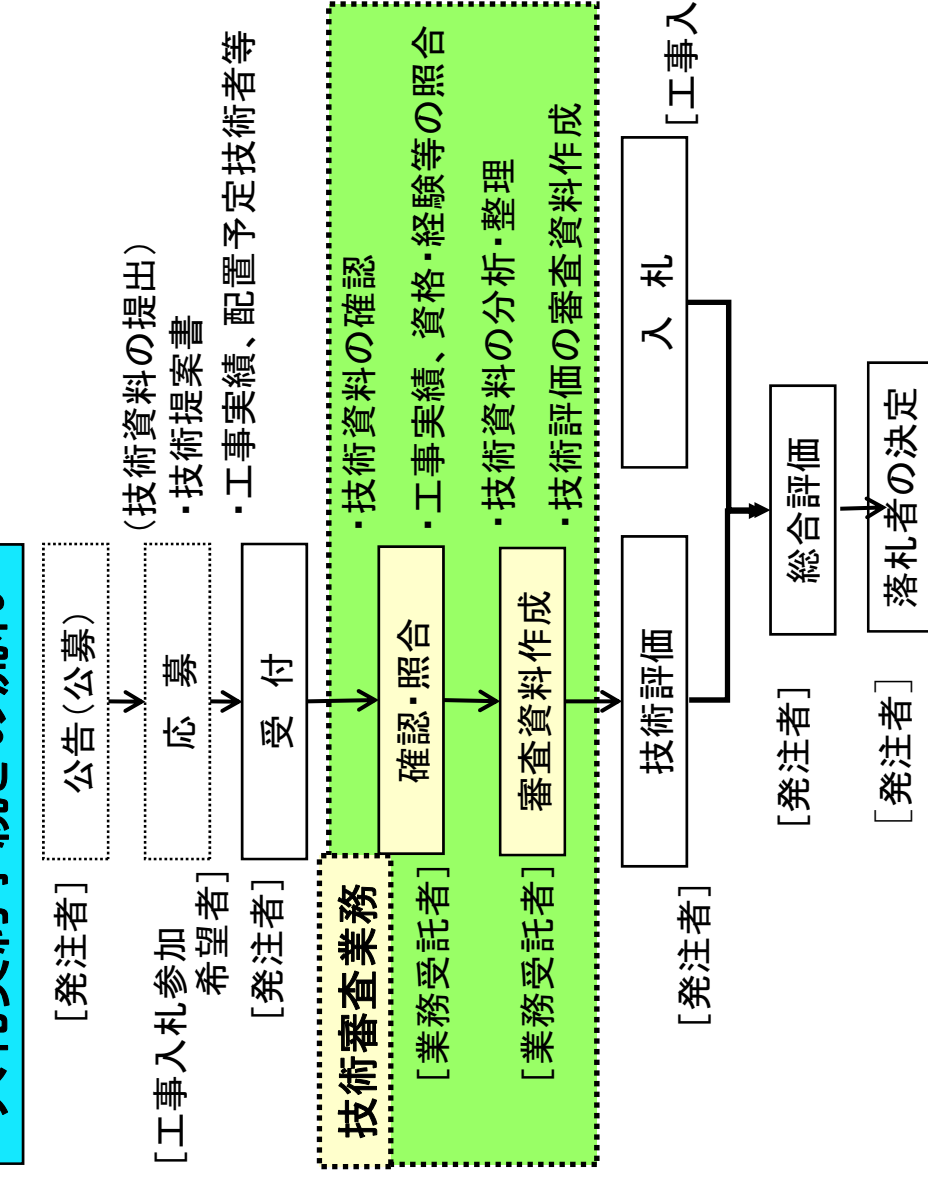
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に入札参加希望者から提出された技術資料について、技術評価をできるように支援すること。

業務内容

- ①技術資料（技術提案、過去の工事実績、配置予定技術者等）の確認
- ②工事実績や配置予定技術者の資格・経験等の照合
- ③技術評価のための審査資料作成

入札契約手続きの流れ



(審査資料の作成)

